

教育内容の基準について

義務教育特別部会の審議経過報告（その１）

（平成１７年５月２３日中央教育審議会総会配付資料）（抜粋）

２ 国際的に質の高い教育の実現を目指す

- 義務教育の使命の明確化及び教育内容の改善 -

（１）義務教育の使命の明確化

ア 義務教育の目標の明確化

義務教育の目的は、一人一人の国民の人格形成と、国家・社会の形成者の育成の二点に集約することができ、この両者の調和のとれた教育を実現することが必要である。このため、学校では、子どもたちに「確かな学力」として基礎的な知識・技能と思考力、創造力をはぐくむとともに、豊かな心、健やかな体を培い、これらをバランスよく育成することが求められる。このような義務教育の内容・水準は、ナショナル・スタンダードとして、全国的に一定基準以上のものを定め、その実現が担保されることが必要である。

（２）教育内容の改善

イ 学習指導要領の見直し

学習指導要領は、すべての児童生徒に対して指導すべき内容を示す基準であり、学校においては、必要がある場合には、これに加えて指導することができるものである。国民として共通に学ぶべき学習内容を明確に定めた上で、学校ができるだけ創意工夫を生かして教育課程を編成できるようにすることが求められる。

指導方法については、従来の一斉指導の方法も重視することに加えて、習熟度別指導や少人数指導、発展的な学習や補充的な学習などの個に応じた指導を積極的に実施する必要がある。これらの指導形態における指導方法の確立が望まれる。また、教科書、教材の質、量両面での充実も必要である。